

グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワークの顕彰に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人新化学技術推進協会グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワーク会議規程第6条第2項に定められた活動の一環として行われる顕彰に関し必要な事項を定める。

(顕彰)

- 第2条 グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワークの顕彰は、グリーン・サステイナブル ケミストリー 賞（以下「GSC 賞」という。）とする。
- 2 GSC 賞は、グリーン・サステイナブル ケミストリー 分野において優れた業績を挙げた者に授与する。
 - 3 GSC 賞のうち、特に優れた業績を挙げた者については、経済産業大臣賞、文部科学大臣賞、環境大臣賞に推薦する。
 - 4 GSC 賞のうち、特長のある業績を挙げた者については、あらかじめ GSCN 運営委員会で定めた賞を授与する。
 - 5 GSC 賞のうち、将来の展開が期待できる業績を挙げた者については、奨励賞を授与する。
 - 6 顕彰は、賞記及び賞碑とする。但し、第4項に定める賞については、賞金その他の副賞を付することができる。

(受賞資格)

第3条 第2条に定める顕彰を受ける者は、個人、法人、任意団体等、及びこれらの連名とする。

(受賞の対象分野)

第4条 顕彰は、製品設計、原料選択、製造、使用、リサイクル・廃棄など、製品の全ライフサイクルを見通し、地球環境と生態系への負荷が小さく安全・安心で持続可能な社会を実現する化学技術の確立と製品の創出に関わる分野を対象とする。

第5条 削除

(候補者の推薦)

第6条 削除

(受賞者の選考)

第7条 受賞者の選考は、GSCN 会議代表が設置する選考委員会で行う。

(受賞者の決定と報告)

第8条 選考委員会は、顕彰に値するものを選考し、受賞者を決定する。選考委員長は、選考理由書を作成して GSCN 会議代表に報告する。

(選考結果の公表)

第9条 GSCN 会議代表は、選考結果を受賞者に通知及び公表する。

2 表彰式は、GSCN 会議代表、選考委員長、GSCN 会議構成員代表者の出席のもとに、これを行う。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、GSCN 代表者会議の決議をもって行う。

(補則)

第11条 この細則の施行に関して必要な事項については、別途顕彰に関する要領に定める。

附則

1 この細則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附則

1 この細則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附則

1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。